

AEDの貸出しに関する要綱

(全部改正 平成31年3月22日発消救第75号)

(趣旨)

第1条 この要綱は、多くの人が集まる行事において、その参加者等が心肺停止状態に陥った際、自動体外式除細動器（以下「AED」という。）を使用した救命活動を実施することにより、救命効果を向上させることを目的として、市民に対するAEDの貸出しに関し必要な事項を定めるものとする。

(貸出対象行事)

第2条 警防部救急課長（以下「救急課長」という。）は、次に掲げる条件を満たす行事その他救急課長が適当と認める行事（以下「対象行事」という。）に、AEDを貸し出すことができるものとする。

- (1) 営利を目的としない行事であること。
- (2) 行事の参加者が、おおむね10名以上であること。
- (3) 普通救命講習、上級救命講習、応急手当普及員講習その他これらに類する講習を修了した者が配置されていること。

(貸出対象者)

第3条 救急課長が、AEDを貸し出すことができる者（以下「貸出対象者」という。）は、対象行事を行う団体に所属し、かつ、京都市内に居住する18歳以上の者とする。

(貸出台数)

第4条 AEDの貸出台数は、原則として、対象行事につき1台とする。

(貸出期間)

第5条 AEDの貸出期間は、原則として、対象行事につき7日以内とする。

(申込期間)

第6条 AEDの貸出しの申込みを受け付ける期間は、おおむね対象行事の初日の1箇月前から7日前までとする。

(受付場所、貸出場所及び返却場所)

第7条 貸出申込書（第1号様式）によりAEDの貸出しの申込みを受け付ける場所は、消防署、消防分署又は警防部救急課（以下「消防署等」という。）とする。この場合において、AEDを貸し出す場所及び返却を受ける場所は、原則として、当該申込みを受け付けた消防署等とする。

(貸出対象者の本人確認)

第8条 消防署等の職員は、貸出対象者からAEDの貸出しの申込みを受け付けた際は、次の各号のいずれかにより、当該貸出対象者であることを確認するものとする。

- (1) 健康保険の被保険者証
- (2) 運転免許証
- (3) 旅券
- (4) 在留カード又は特別永住者証明書
- (5) 住民基本台帳カード
- (6) 個人番号カード
- (7) その他本人であることを証明できる書類

(貸出しの決定及び通知)

第9条 救急課長は、AEDを貸し出すことが適当と認めたときは貸出決定通知書（第2号様式）により、AEDを貸し出すことが適当でないと認めたときは貸出不承認通知書（第3号様式）により、当該貸出しの申込みをした貸出対象者に通知するものとする。

(AEDの貸出し)

第10条 消防署等の職員は、AEDを貸し出す際は、当該AEDを借り受けた貸出対象者（以下「借受者」という。）から、借用書（第4号様式。以下「借用書」という。）の提出を受けるものとする。この場合において、当該借受者であることの確認は、第8条の規定に準じて行うものとする。

（借受者の責務）

第11条 借受者の責務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) AEDを借り受けたときは、借用書を提出しなければならない。
- (2) AEDを常に良好な状態で管理し、及び使用しなければならない。
- (3) AEDを処分し、転貸し、又は譲渡してはならない。
- (4) 貸出期間内に、AEDを返却しなければならない。
- (5) AEDを亡失し、又は損傷させたときは、直ちに、亡失・損傷報告書（第5号様式）により、救急課長に報告しなければならない。

（経費負担）

第12条 貸出期間中におけるAEDの運搬、保管、維持管理その他必要な経費は、借受者の負担とする。

2 貸出期間中に、救命活動を目的に使用した電極パッドその他AEDに付属する消耗品に係る経費は、京都市消防局の負担とする。

（損害賠償）

第13条 救急課長は、AEDの保管及び管理に関し、借受者の責に帰すべき事由により当該AEDを亡失し、又は損傷させたと認めるときは、相当と認める金額をもって、賠償させることができる。

（返却）

第14条 救急課長は、必要があると認めるときは、貸出期間中であってもAEDを返却させることができる。

（施行の細目）

第15条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年3月25日から施行する。